

八戸市屋外広告物管理システム賃貸借及び運用保守業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、八戸市屋外広告物管理システム賃貸借及び運用保守業務について複数の事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、市の選考基準により審査したうえで最も適した屋外広告物管理システム（以下「システム」という。）を提供する事業者を公募型プロポーザル（企画提案方式）によって選定するための手続きに必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

八戸市屋外広告物管理システム賃貸借及び運用保守業務

(2) 業務内容

別紙1「八戸市屋外広告物管理システム賃貸借及び運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」とする。）のとおりとする。

(3) 稼働開始予定時期

令和3年1月1日

※ 稼働予定日については、市が最適と考え設定しているものであるが、本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加事業者」という。）がそれ以外の日を提案する場合は、システムを支障なく稼働させることができる最短の日を提案すること。

(4) システムの稼働期間

稼働日（稼働日が月の初日でない場合は、その翌月1日を稼働日とみなす）から5年間とする。ただし、それ以降も継続して使用することができるシステムであること。

(5) 契約方法等

プロポーザルにより契約候補者を選定し、本市と契約候補者の間で協定書を締結の上、協定書に基づき市と賃貸人（リース業者をいう。）が賃貸借契約を締結するものとする。

ソフトウェアの保守業務については、賃貸借契約とは別に契約候補者と委託契約を締結するものとする。

(6) 契約期間

賃貸借契約及び委託契約ともに契約締結日から5年間とする。

(7) 長期継続契約について

この契約は、八戸市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る会計予算において減額又は削除があったときは、この契約を変更又は解除することができる。

(8) 提案上限額

9, 445, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（内訳）システム導入賃貸借料(60 か月) 5, 320, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ソフトウェア保守料(60 か月) 4, 125, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

- ・当該金額は、契約締結の際の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すもので、システム
の設計、開発、構築、ハードウェアの導入及び保守並びにソフトウェア保守費用を含めたものとする。
- ・提案見積額は提案上限額を超えてはならないものとする。
- ・システム稼働期間（5年間）終了後も継続してさらに5年間利用するために機器更新等の費用が必要
になる場合は、その費用を参考として見積もること。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 八戸市における「令和2年度競争入札参加資格者名簿（物品の購入等）」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去1年間に、八戸市より指名停止措置が行われていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てのいずれの申立てもされていない者であること。
- (5) 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (6) 本社及び青森県内に所在する営業所等が国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (7) 本プロポーザルへの参加申込時において、引き続き1年以上営業を行っていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (9) 本市が要求する機能、要件等を満たすシステムを提供できる者であること。

6 選定までのスケジュール

年 月 日	項 目
令和2年6月12日（金）から	公募開始
令和2年6月29日（月）午後5時 必着	参加申込み提出締切
令和2年7月 1日（水）	参加事業者決定通知
令和2年7月 7日（火）午後5時 必着	質疑提出締切
令和2年7月10日（金）	質疑に対する回答期限
令和2年7月17日（金）午後5時 必着	企画提案書等提出締切
令和2年7月21日（火）	一次審査結果通知
令和2年7月30日（木）	二次審査（プレゼンテーション）
令和2年8月 3日（月）	二次審査結果通知・公表

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加申込みする事業者は、仕様書を確認のうえ、下記の関係書類を作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 参加申込み提出書類

提出書類一覧		作成方法等
1	参加申込書	様式1
2	会社の概要	任意様式
3	導入実績調書	様式2
4	提案システムの概要	カタログ程度のもので可

(2) 提出期限 令和2年6月29日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

提出部数は1部とし、持参又は郵送、FAX、電子メールにて提出すること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出先

14 担当部署(書類提出・問合せ先)へ提出すること。

(5) 参加事業者の決定

参加申込事業者から提出のあった参加申込書等を審査の上、参加事業者を決定し、令和2年7月1日(水)までに参加申込事業者に対し、参加の可否を通知する。

8 辞退について

参加申込書等の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式4「辞退届」を提出すること。

9 質疑と回答

(1) 質疑書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、様式3「質疑書」にて令和2年7月7日(火)午後5時までに、持参又は郵送(必着)、FAX、電子メールにて提出すること。

なお、質疑の件名は、「八戸市屋外広告物管理システム賃貸借及び運用保守業務に関する質疑書(業者名)」として送付すること。また、FAX又は電子メールで提出した場合は、電話により着信を確認すること。

(2) 提出先

14 担当部署(書類提出・問合せ先)へ提出すること。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、八戸市ホームページに公表するとともに、全ての参加者に対して、令和2年7月10日(金)までに送付する。なお、回答先は様式1「参加申込書」に記載された電子メールアドレス宛てとする。

10 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等提出書類

提出書類一覧		作成方法等
1	企画提案書	別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき作成
2	機能要件確認表	別紙2「機能要件一覧」へ項目追加記入
3	経費見積書	別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき作成

(2) 提出期限 令和2年7月17日（金）午後5時（必着）

(3) 企画提案書等の提出方法

正本1部と副本5部をそれぞれ製本し、持参又は郵送（必着）すること。

なお、提出書類については電子ファイル（ファイル形式はPDF、Excel、PowerPoint等）を添えて提出すること（CD-R等）。

(4) 提出先

14 担当部署（書類提出・問合せ先）へ提出すること。

(5) 提出書類の取扱い

①提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

②提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場がある。

③提出された関係書類は、他事業者に提供しない。

④関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は資料の追加提出を求める場合がある。

11 審査方法等

(1) 一次審査

別紙4「事業者選定基準」に基づき審査する。

なお、一次審査の結果については、令和2年7月21日（火）に書面等により通知し、上位4者に選出された者には、審査結果と合わせて二次審査（プレゼンテーション）を実施する旨を通知する。

(2) 二次審査

別紙4「事業者選定基準」に基づき審査する。

日時：令和2年7月30日（木）

出席者：各社5名以内

説明時間：1社あたり40分程度とし、その後、質疑応答時間を10分程度設ける。

○提案内容の説明

○実機操作による確認

○質疑応答

※二次審査の順番は、参加申込み順とし、開始時間、実施場所等の詳細については別途通知する。

※会場及びスクリーンは八戸市が準備し、プロジェクターや端末等の機器類は参加事業者が用意する。

(4) 二次審査結果の通知

二次審査の結果は、参加事業者に文書で通知する。また、八戸市ホームページに、契約候補者及び参加事業者名、得点数（事業者名なし）を公表するものとする。なお、審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けないものとする。

12 協定手続き

契約候補者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の詳細が整った段階で、賃貸借契約の対象となる物件の調達業務について、協定書により協定を締結する。

13 その他

企画提案に要する全ての費用は参加事業者の負担とする。

(1) 次のいずれかに該当した場合、参加事業者は失格になる場合がある。

①提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合。

②本プロポーザル関係者に対して本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

(2) 本プロポーザル終了後に、契約候補者から辞退の申し出があった場合、又は契約候補者が不適格であると判断された時は「協定書及び委託契約書」を取り交わさない場合がある。この場合において、八戸市は損害賠償の責は負わないものとする。

14 担当部署（書類提出・問合せ先）

八戸市 まちづくり文化スポーツ部 まちづくり文化推進室 まちづくり支援グループ

担当：工藤

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館6階）

電話 0178-43-9425（直通） FAX 0178-41-2302

E-mail : machi@city.hachinohe.aomori.jp

15 関係書類一覧

No.	書類名	
1	八戸市屋外広告物管理システム運用業務仕様書	別紙1
2	機能要件一覧	別紙2
3	企画提案書等作成要領	別紙3
4	事業者選定基準	別紙4
5	参加申込書	様式1
6	導入実績調書	様式2
7	質疑書	様式3
8	辞退届	様式4